

現況届のご案内（認可保育施設在園児専用）

令和8年10月1日時点で認可保育施設を利用している方は、保護者の保育必要理由と次年度の利用継続等の意思確認が必要です。必要書類等の用意と現況届申請を期限内にお願い致します。
⑨現在5歳児クラス（次年度小学生）、退所予定の方も現況届手続きが必要です！

受付期間・申請方法

令和8年 10月1日(木)～10月23日(金)

- ・オンライン申請 10月23日（金）17：15 まで
- ・窓口申請の受付時間 平日 8：30～17：15



必要書類

- ① 代表保護者の本人確認書類(運転免許証またはマイナンバーカード等)
- ② 保護者の「保育を必要とする理由」を証明する書類 → P 2 参照
- ③ (該当者のみ)保育の算定に必要な資料 → P 3 参照

留意事項

◎ オンライン申請の場合

- ・ 現況届、転園、退所手続き、町立幼稚園の申請、きょうだい児の**令和9年度認可保育施設 新規申込み**が同時に申請できます。
- ・ 1度の申請で**きょうだい3名までまとめて申請**ができます。
- ・ 4名以上の場合は2回に分けて申請してください。

◎認可保育施設の「継続利用」と町立幼稚園「新規申込み」の併願はできません。

◎現況届の申請時期以外でも、世帯や就労の状況等に変更があった場合は、変更があった日から14日以内にこども課へ必要書類を提出ください。

お問い合わせ

南風原町こども課 TEL：098－889－7028

1. 確認していただきたいこと



継続：次年度（４月）継続利用の方（在園児保障）

進級するクラスの定員が減数の場合、
入所審査を行います
審査の結果、継続利用(在園)が出来ない対象者には
別途入所調整のご連絡をいたします

在園児保障とは、安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から、一貫して継続的な環境で保育を受けることが望ましいと考えられ、現在利用している保育施設を継続的に利用することを保障するものです

転園：次年度（４月）は、他の認可保育施設利用希望の方

下記の場合、「転園」に該当となり入所審査を行います

- ①地域型保育施設の２歳児クラスの児童(卒園児)で、３歳児クラスのある保育施設利用希望
- ②４歳児で卒園の施設を利用中の４歳児(卒園児)で、５歳児クラスのある保育施設利用希望
- ③進級クラスはあるが他の保育施設へ変更(転園)を希望

- ◆「転園」の場合、入所審査のため希望園に入所できず待機になってしまう事もあります
- ◆「転園」の場合、他の園に内定が決まった場合、元の園へは戻れません

⑨申請時点(10月)と来年４月の保育理由が異なる場合
⇒両方の保育理由の証明・添付書類をご用意ください

⑩書類に不備がある場合、受付できません

きょうだい児がいるどちらか一方の園へ転園希望の方



来年4月に
転園希望

- ⇒ ・現況届を「転園」で申請、審査
- ・審査の結果、転園不可になっても元の園に戻る在園児保障が適応されます

年度途中も
転園希望

- ⇒ ・４月の転園不可になった後もきょうだい同園希望の転園審査を受けたい場合、
「きょうだい同園希望のため年度途中保育施設異動申込み」の提出が必要です

退所：町外に転出、町立・私立幼稚園入園希望、小学校入学(就学)の方

※町立幼稚園入園希望の場合、退所理由入力後に幼稚園申込みに進みます
詳しくは、『令和９年度 南風原町 町立幼稚園募集要項』をご覧ください



留意事項

- ◆申請がない場合、保育理由の確認ができないため、令和８年12月末で退所となる場合があります
- ◆「転園」「退所」の場合、利用中の認可保育施設を令和９年３月３１日をもって退所となり、『退所届』を提出したとみなします
- ◆申請後に次年度利用の状況が変わった場合は、必ずこども課へご連絡ください
手続きが遅くなると他の方にご迷惑をお掛けしたり、対応が出来ない場合があります
例) 継続希望で申請したが、町外へ転出が決まったので退所 など

2. 保護者の「保育を必要とする理由」を証明する書類



- ・申請時点（10月）の主な保育必要理由の証明・添付書類を父・母それぞれご用意ください
- ・書類内容に虚偽があった場合、在園児保障対象外・内定の取消または退所となる場合があります
- ・証明書は令和8年7月1日以降に作成されたものを有効とします
- ・提出した書類は、次年度の入所決定通知が届くまでご自宅にて保管ください
内容を確認できない場合、再提出いただくことがあります

「★」は指定の様式 町ホームページよりダウンロードまたはこども課で配布

保護者の保育を必要とする理由	提出する書類
常時、月64時間以上 就労しているとき	★【就労証明書】 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です ・派遣社員の場合、派遣会社（派遣元）からの証明が必要です ・記載内容については、就労先に問い合わせる場合もあります ・就労状況を確認するため、直近3か月分のタイムカードまたは出勤簿の写し等追加書類を求めることがあります 自営業本人(役員も含む)、専従、親族経営の会社で就労の場合の添付書類 ・自営業本人(役員含む) ⇒ 開業して1年以上たつ場合：直近の税申告書の写し ⇒ 開業して1年以内の場合：自営業開業届または営業許可証等の写し ・専従⇒専従者給与支給の申告が確認できる書類 ・親族経営の会社で勤務の方⇒給与明細または給与振込が分かる通帳の写し ・法人化している場合⇒法人番号が分かる書類
産前2か月から 産後3か月以内 ※令和9年4月より妊娠中からに変更	■妊婦健康診査受診票 または ■産科医療補償制度 登録証 の写し ※妊婦健診受診後に医療機関が記載したもので、母の名前・出産予定日・医療機関が確認できるもの（母子手帳の写しは不可）
病気、怪我や心身の障がい のため保育が困難なとき	○疾病 ⇒ 過去に診断書を提出しており、当診断書において療養期間が経過していない場合、下記の書類いずれかの写し ■診断書の病名で受診している直近3ヶ月分の領収書 または 診療明細書 ■自立支援受給者証の氏名・受診履歴(通院)がわかる箇所 上記以外は、 ★【診断書】 ○障がい 下記の書類いずれかの写し ■身体障害者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳
病気や心身に障がいのある 同居親族を常時看護・介護 しているとき	★【看護(介護)状況申立書】 ※次のいずれかの書類を添付 ■障害者手帳等、または看護・介護を受ける方の診断書 (看護介護が必要と明記のもの) ■障害者手帳をお持ちで福祉サービスをご利用の方は福祉サービス利用計画書 ■介護認定を受けている方は介護認定証及びケアプラン
大学や職業訓練校、専門学校 などに月64時間以上通って いるとき ※学校教育法で規定する教育施設のみ	過去に就学・訓練状況申告書を提出しており、就学・訓練期間が経過していない場合 ■学生証 ■在学証明書 ■受講者証 いずれかの写しを添付 上記以外は、 ★【就学・訓練状況申告書】 （必要書類、添付要）
求職中 ※起業準備中を含む	★【求職活動状況申告書】
震災・風水害・火災・その他の 復旧にあたっているとき	災害を証明する書類、罹災証明書 等
育休中 または みなし育休中	★【就労証明書】 ※育休期間の記載があるもの ★【みなし育児休業申立書】 ※在園児の継続利用が必要であり、育児休業制度に該当しない育児のための休暇
虐待やDVの恐れがあり、一方の 保護者の書類取得が困難なとき	DV証明書(住基ロックしている証明、離婚調停中が分かる書類 等)



3. 申請児童や世帯の状況により必要な書類(保育料の算定に必要な書類等)

- ・あてはまる状況が複数ある場合は、全て提出してください
- ・所得の未申告または申告もれの方は、最高階層での保育料決定となります
※収入がない方や他の方の扶養に入っている場合も、市町村民税の申告は必要となります
- ・「◎」は、**令和8年7月1日以降に発行されたものを有効**とします

世帯の状況等	必要な書類
ひとり親世帯	◎離婚日が記載されている戸籍謄本 ○児童扶養手当証書 ○母子父子家庭等医療費受給者証 いずれかの写し
同一世帯に障がい者(児) のいる世帯	○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○特別児童扶養手当障害認定通知書（有期再認定通知書も可） ○障害基礎年金証書 いずれかの写し
生活保護受給世帯	◎被保護証明書 の写し
発達支援児保育(加配保育) を新規で希望する	○下記の内容が明記されている診断書、または意見書 ・ こどもの特性 ・ 加配が必要 ・ 集団保育が可能
所得の申告が無い世帯	○令和８年度(令和７年１月～令和７年12月分)所得申告の控え(写し) ※役場税務課(１階)にて申告をお願いします

4. 手続の流れ

令和 8 年度現況届兼令和 9 年度利用申請受付



調査・審査・認定等

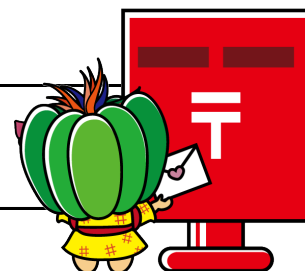
継 続	●保育必要理由が確認出来れば、在園児保障により内定 ※進級したクラスの定員減により継続利用ができない児童について、 対象者には別途入所調整のご連絡をいたします
転 園	● <u>入所審査</u> をおこないます
退 所	●保育必要理由が確認出来れば、令和9年3月31日まで利用可能

内定通知・審査結果通知

継 続	● 内定通知 令和 8 年 12 月下旬 （園経由で配布予定）
転 園	● 入所審査結果通知 令和 9 年 1 月中旬発送予定

決定通知

令和 9 年 4 月 入 所 決 定	● 利用契約決定通知書 令和 9 年 3 月上旬発送予定	
-----------------------	---------------------------------	---



5. 利用できる時間（保育必要量）について

保育認定を行う際、同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、

【保育標準時間（最長11時間）】と【保育短時間（最長8時間）】の2種類に分けられます。

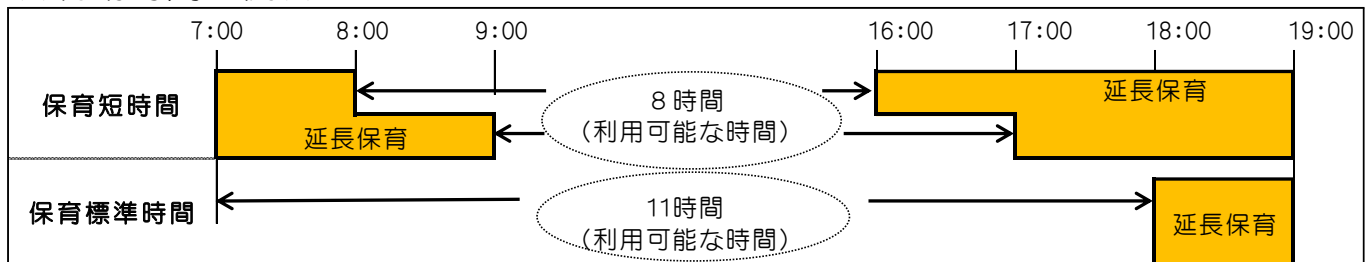
（１）保育利用時間と保育施設入所・認定要件

（利用時間は、各園により異なります。）

教育/保育の必要量	保育施設入所・認定要件		保育を利用できる時間
保育標準時間	●就労 ●就学	月120時間以上就労	7:00 ~ 18:00 上記時間内で【1日あたり最長 11 時間】 ※宮平保育所、よいサマリヤ人保育園は 7:30~18:30
	●妊娠・出産		
	●疾病・障がい		
	●介護・看護		
	●災害復旧		
保育短時間	●就労 ●就学	月64時間以上 月120時間未満就労	・8:00 ~ 16:00 ・9:00 ~ 17:00 いずれか【1日あたり最長 8 時間】 ※その他利用時間帯については園と調整
	●育児休業		
	●求職活動 または みなし育休		

※通勤時間等によって保育短時間では送迎が難しい場合等は個別で相談に応じますので、こども課までご相談ください。

★利用時間の例★



（２）保育利用時間変更申請について

保育利用時間の変更（切替）については、原則 「月単位」となります。

※月途中での保育利用時間の変更はできません。

※月途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育を利用していただくことになります。

※延長保育を利用する場合、別途延長保育利用料がかかります。

ご利用の際は各保育施設へご確認ください。

保育利用時間変更申請方法

- ・保育利用時間を変更したい月の前月末までに、こども課へ就労証明書等の証明書類を提出してください。
- ・利用時間変更が必要と認定された場合は、申請の翌月から保育利用時間に変更となります。

証明書類が月末までに間に合わない場合

- ・理由書等の提出により保育利用時間の変更を申請することができます。

※ただし、理由書等で変更申請してから14日以内に証明書類を提出する必要があります。

⇒ 例：新しく就労先が決まっているが就労開始以降でないと就労証明書が発行されない等。

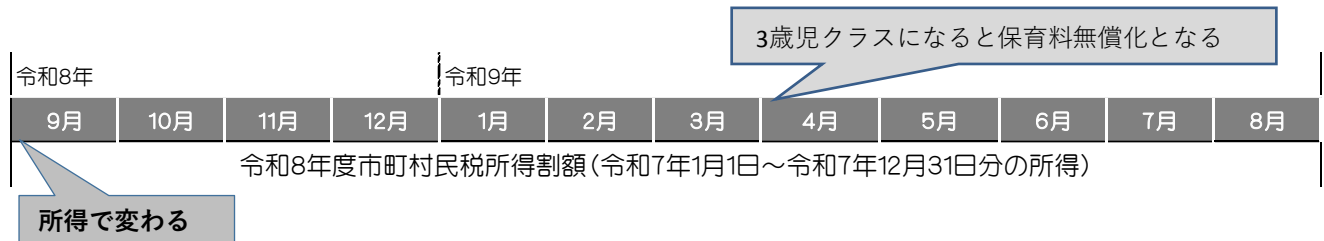
6. 保育料について

(1) 決定方法

保育料の算定は、父母等の市町村民税の所得割額の金額の合算により決定される「階層区分」、「保育必要量区分（保育標準時間・保育短時間）」、および「きょうだいのカウント」によって決定します。

保育料の目安として8ページ「南風原町保育料（0～2歳クラス）」を参考にしてください。

保育料の切り替え時期（毎年9月が保育料の切替時期となります）



(2) 保育料算定に用いる市町村民税額

保育料算定では、税額控除のうち配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市町村民税としての所得割額と、保育料の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。

なお、父母（ひとり親世帯の場合、父または母）の収入が生活保護基準に満たない場合で、同居の祖父母及び親族が当該児童を市町村民税の算定上の扶養控除の対象としている場合は、当該祖父母及び親族を「家計の主宰者」として保育料算定に合算します。

※算定の結果、保育料が変更になる方へは変更通知書を送付いたします。

※保育料は、公簿（課税台帳）により課税状況を確認して決定します。

※転入等の場合は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携にて確認します。

※税の修正申告等により、市町村民税が変更になった場合は、入所月より遡って変更となる場合があります。（本年度内のみ）

注意事項！！

保護者が収入申告を行っていない、税の確認できない、保育料の算定に必要な書類の提出がない世帯は、最高階層となります。

※収入がなかった方も**申告が必要**です。

※扶養に入っている方（配偶者控除適用者等）も、就労していて収入のある場合には、必ず事業主から町税務課へ給与報告書の提出、またはご自身で申告を行うようにしてください。

⑨年度の途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、その年度末まで2歳児クラスの保育料となります。

(3) ひとり親世帯・障がい者（児）のいる世帯・生活保護世帯について

3ページに記載されている条件に該当する世帯は必要書類を確認して提出してください。保育料の階層区分に変更ある場合は保育料が安くなることがあります。

(4) 婚姻歴のないひとり親家庭の寡婦（夫）控除のみなし適用について

申請により、寡婦（夫）控除を受けられた場合に算出される市町村民税額で保育料が決定されます。その結果、保育料が軽減される場合があります。

適用を受けるためには毎年度の申請が必要です。

こども課までお問い合わせください

⇒対象者…所得税の寡婦（夫）控除の所得要件に該当する世帯

(5) きょうだい児入所による保育料の軽減について

多子軽減にかかるきょうだいのカウント方法は、階層区分に応じた範囲内で年齢の高い順に第1子、第2子、第3子以降は第3子と数えます。

カウントにより第1子は全額（基本額）、第2子は半額、第3子は無料となる軽減措置があります。

階層区分：1 から 4-2 A *年収360万円未満相当の世帯

保護者と生計が同一の子（※1）であれば、年齢、利用している施設・事業に関わらずカウント対象となり年齢の高いきょうだいから順に数えます。

さらに、ひとり親世帯等、第2階層（市町村民税非課税世帯）については第2子から無料となります。

※1 別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子（成人含む）は対象となります。また、生計が同一であることを確認する書類等の提出が必要な場合があります。

毎年度の確認が必要です。

該当する世帯はこども課までお問い合わせください。

階層区分：4-2 B から 8

保育施設（認可外を除く）や公立幼稚園などの軽減措置の対象施設（※2）を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に数えます。

軽減措置の対象施設（※2）を利用している場合

保育所（園）保育料多子軽減申請書および在園証明書の申請が毎年度必要となります。

該当する世帯は届出の漏れがないよう、ご注意ください。

※2 対象施設 (子ども・子育て支援法施行令第13条第2項に規定されている施設)	届出書の提出
○企業主導型保育施設 ○私立幼稚園 ○特別支援学校幼稚部 ○児童心理治療施設 ○児童発達支援及び医療型児童発達支援（児童デイ等）	<u>必要</u>
○南風原町立幼稚園 ○認可の保育所（園） ○認定こども園 ○地域型保育施設	不要

②企業主導型保育施設以外の認可外保育施設については軽減の対象外です。

(6) 支払方法

利用する保育施設により、支払先・支払方法が異なります。

保育施設	支払先	支払方法
町立保育所 私立保育園	南風原町	原則 保護者名義の口座振替 ※町外の認可保育施設を利用される場合は、 こども課へお問合せください。
地域型保育施設 認定こども園	保育施設の設置者	各保育施設が定める方法によりお支払ください。

※口座振替が可能な金融機関は、**琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農協・沖縄県労金・コザ信金・ゆうちょ銀行**の7行です。

その他の金融機関はご利用できません。

※口座振替の申込みは、お子様お1人につき「口座振替払依頼書」1枚を、上記金融機関へお持ちください。

登録手続は1か月程度かかりますので、完了するまでは納付書でお支払いください。

※**ゆうちょ銀行の場合**、同封の「口座振替払依頼書」はご利用できませんので、ゆうちょ銀行が指定する用紙を銀行窓口にてご利用ください。

お手続きされる際に必要な情報（こども課の口座番号等）は納付書に記載されておりますので納付書をお持ちになってお手続きください。

※口座振替について、**Web**上からも口座振替の申込が可能です。

対象科目→保育園保育料より申込みください。

詳しくは、右記QRからご確認できます。

月末までの登録で**翌月から適用**されます。

（例：4/1～4/30に登録した場合は、5月より適用）

町HP
「Web 口座振替サービス」



※保育料の納付期限は、毎月15日です。

納付期限が休日等の場合は翌平日となります。

※支払方法にかかわらず、各月の納付期限から一定期間経過しても保育料の納付がないときは、**督促状が届きます**。（督促料として100円追徴されます）

滞納期間が長くなると**延滞料金も追徴**されます。

※**保育料を滞納しますと**、滞納なくお支払している保護者や、入所できずに待機しているご家庭に対する公平性に欠けるため、保育所入所基準表に基づき減点されますのでご注意ください。（入所できなくなる場合があります）

※**滞納期間が長くなると**、関係法令に基づき、給与・預金・不動産等の財産調査を行い、財産の差押え等の滞納処分を受ける場合もあります。

納付相談も行っていますので、お早めにこども課までご連絡ください。

◇南風原町保育料(0～2歳児クラス)

保育施設等の保育料は、保護者（父母またはそのお子さんを扶養している祖父母や同居の親族など）の所得に応じて決まる『市町村民税の所得割』の金額の合算によって決定しています。

（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。）

◎3～5歳児クラスの保育料は無償化に伴い0円となります。

階層 区分	階層区分の詳細 市町村民税の所得割額		多子 計算の 対象	保育標準時間			保育短時間		
				第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降
1	生活保護世帯等		保 護 年 者 と に 生 関 計 わ が ら 同 一 で 対 象 あ れ ば	0	0	0	0	0	0
2-1	ひとり親世帯及び 障がい者（児）のいる世帯			0	0	0	0	0	0
2-2	1階層を除き 市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0
3-1	ひとり親世帯及び 障がい者（児）のいる世帯			9,000	0	0	9,000	0	0
3-2	48,600 円未満			18,500	9,250	0	18,100	9,050	0
4-1	ひとり親世帯及び 障がい者（児）のいる世帯 77,101 円未満			9,000	0	0	9,000	0	0
4-2A	48,600 円以上	57,700 円未満		21,500	10,750	0	21,000	10,500	0
4-2B	57,700 円以上	67,000 円未満	利 用 定 し 教 育 い る 保 育 学 施 設 前 児 童 が 対 象 を	23,000	11,500	0	22,500	11,250	0
4-2C	67,000 円以上	77,101 円未満		25,000	12,500	0	24,500	12,250	0
4-3A	77,101 円以上	87,000 円未満		27,000	13,500	0	26,500	13,250	0
4-3B	87,000 円以上	97,000 円未満		28,500	14,250	0	28,000	14,000	0
5A	97,000 円以上	115,000 円未満		31,500	15,750	0	30,800	15,400	0
5B	115,000 円以上	133,000 円未満		34,000	17,000	0	33,300	16,650	0
5C	133,000 円以上	151,000 円未満		36,500	18,250	0	35,800	17,900	0
5D	151,000 円以上	169,000 円未満		39,000	19,500	0	38,300	19,150	0
6A	169,000 円以上	213,000 円未満		42,000	21,000	0	41,200	20,600	0
6B	213,000 円以上	257,000 円未満		45,000	22,500	0	44,200	22,100	0
6C	257,000 円以上	301,000 円未満		48,000	24,000	0	47,200	23,600	0
7	301,000 円以上	397,000 円未満		53,000	26,500	0	52,200	26,100	0
8	397,000 円以上			63,000	31,500	0	62,100	31,050	0

★対象施設は6ページの※2を参照してください。

※☐は副食費免除となる範囲

●各月初日の入所児童の属する世帯区分での階層になります。（月途中での変更はありません）

●2歳児クラスの児童が年度途中で3歳となった場合でも、当該年度末までは2歳児クラスの保育料となります。

●保育料減免申請について 長期間連続で欠席（最長3か月）する場合はこども課へご連絡ください。

◇食材料費（主食費・副食費）（3～5歳児クラス）

●0～2歳児クラスについては保育料に含まれています。

●3～5歳児クラスの保育料は発生しませんが、食材料費（主食費・副食費）は引き続き保護者負担となり、各保育施設へお支払いいただきます。（公立の宮平保育所分は町が徴収）

●副食費の免除について

年収360万未満相当世帯のお子さんと、第3子以降のお子さんは免除対象となります。

※南風原町保育料（0～2歳児クラス）☐は副食費免除となる範囲

※対象施設に通っている未就学児以下をカウントします。

対象者については町から通知いたします。